

令和7年度 医薬品販売制度に関する自己点検

【目的】国民が安全・安心にセルフケア・セルフメディケーションを行えるよう、薬機法に定められた医薬品販売ルールを遵守していることについて自ら点検・確認を行うとともに、販売ルールに従った医薬品の取扱い及び販売対応を適切かつ確実に実施する。

【自己点検 手順】

1. 本自己点検表を用いて、自薬局・店舗の医薬品販売ルールの遵守状況を確認しチェック☑を記入する。
2. 該当するOTC医薬品を備蓄していない場合であっても、遵守すべき体制を理解の上チェック☑を記入する。
3. ルールの遵守が不十分な項目は改善を図り、適切に実施できる状態に改善した上でチェック☑を記入する。
4. 1.～3.が完了したら、所属の都道府県薬剤師会へ報告する。

「○」は必須、「△」は努力義務

令和7年度自己点検表

No	点検内容				確認欄	
1	名札を着用し、来局者から「薬剤師」「登録販売者」「一般従事者」を容易に確認かつ判別できる				☐	
2	薬局・店舗内の見やすい場所に、「薬局・店舗の管理及び運営に関する事項」及び「要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項」等で求められている必要な掲示を行っている				☐	
No	要指導	第1類	指定第2類	第2類第3類	点検内容	確認欄
3	☐	☐	☐	☐	医薬品をリスク区分別（要指導、第1～3類）に陳列している	☐
4	☐	☐	☐	☐	・リスク区分に基づき専門家（薬剤師、登録販売者）が販売を行っている ・購入者に対して当該専門家による関与（相談対応等）がないまま、専門家以外の従業員が医薬品のレジ会計を行っていない	☐
5	☐	☐	－	－	購入者の手の届かないところに陳列している	☐
6	☐	－	－	－	薬剤師が購入者に対し、当該医薬品は本人が使用することを確認している	☐
7	☐	☐	－	－	薬剤師が使用者の状況（症状、医療機関の受診の有無、併用薬、副作用・アレルギー歴等）の確認を行っている	☐
8	☐	☐	－	－	薬剤師が対面により注、書面を用いた情報提供及び指導注を行っている	☐
9	☐	☐	△	△	・購入者が情報提供及び指導注の内容を理解したこと、他に質問がないことを購入者にはっきり伝えるように確認している ・一般用検査薬については、使用方法の説明に加えて、検査結果の理解や適切な行動選択にかかる丁寧な説明を行っている	☐
10	☐	☐	△	△	医薬品の販売記録を作成し、2年間以上保存している	☐
11	☐	☐	☐	☐	需要者から相談があった場合は、必要に応じお薬手帳等を活用し情報提供又は指導注を行っている。	☐
12	－	－	☐	－	購入者に対し、使用禁忌の確認や購入の際は専門家への相談を促す掲示・表示（購入者から見やすい場所）を行うなど、適切に伝えるよう取組を行っている	☐

※ 注：要指導医薬品のみ適用

濫用等のおそれのある医薬品に係る販売対応					
13	薬局・店舗で販売している「濫用等のおそれのある医薬品」に該当する品目を、すべての販売従事者が把握している（空箱やシール、ポスレジのアラート、取扱リスト等を活用）				☐
14	（原則として）1人1包装単位で販売している（1人の購入者に複数個販売していない） 購入者に対して、頻回購入の理由等の質問や声掛けを行い、適正な指導・販売を行っている				☐
15	頻回購入を求める（またはそれが疑われる）来局者には、必要な指導・確認を行っている				☐
16	当該店舗以外での購入状況等を確認し、必要な指導を行っている				☐
17	購入者が若年者の場合、氏名及び年齢を確認している				☐

該当する全ての項目について、適切に実施していることを確認した。



※ 不十分な項目があれば、適切に実施できる状態に改善した上で、☑を行うこと

薬局・店舗名		管理者名	
TEL・FAX			